

第百六十七條の七 普通地方公共団体は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加しようとする者として当該普通地方公共団体の規則で定める旨、又は願の入札保証金を納めなければならない。

2 前項の規定による入札保証金の納付は、国債、地方債その他普通地方公共団体の長が確保と認める担保の提供をもって代えることができる。

(一般競争入札の開札及び開札入札)

第百六十七條の八 一般競争入札の開札は、第百六十七條の六第一項の規定により告示した入札の場所において、入札の終了後直ちに、入札者も立ち会わせてしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に關係のない職員を立ち会わせなければならない。

2 入札者は、その提出した入札書(当該入札書に記載すべき事項を記載した電磁的記録を含む)の複製を引換又は借出をすることができない。

3 普通地方公共団体の長は、第二項の規定により開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき(第百六十七條の十第二項の規定により最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき)は、直ちに、開札の入札をすることができ。

(一般競争入札のくじによる落札者の決定)

第百六十七條の九 普通地方公共団体の長は、開札となるべき同個の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。

ならない。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。

(一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合)

第百六十七條の十 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がなれないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適切であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち、最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とするることができる。

2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため必要であると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とするることができる。

第百六十七條の十一 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により当該普通地方公共団体の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から地方自治法第三十四條第三項本文又は前条の規定により禁止のものであるときは、これらの

中 令 六十七條の六関係
1 ●第百六十七條第二項第五号及び第七号(銀行第六号)の規定により契約の締結時に關し、競争の趣意を致するものを一般競争入札に付する場合には、告示におし、その旨を明らかにする必要がある。(昭三六・一一・二一通知)
2 ●その開札に關して必要な事項とは、一般競争入札に付する事項、契約事項を告示せず、入札保証金に關する事項等を含む。

中 令 六十七條の七関係
1 ●「開又は開」は、たとへば、開に關しては入札に参加する者が競争の契約金額の百分の三以上を要するが、開に關しては財政の流動契約の割合、及び定める開とするがことを要する。
2 ●次のような場合は、入札保証金の納付は一部を納付せしむることができ。(昭二二・四・一八通知)
(1) 競争入札に参加しようとする者が関係会社の間に当該地方公共団体を被保険者とする入札保証金契約を締結したとき。
(2) 競争入札に付する場において、第百六十七條の五及び第六七條の一に規定する資格を有する者で当該二五年の間に(公債、公債を含む)又は地方公共団体と新設及び改訂契約を締結し、かつ、これはすべて当該開に履行したものであるとして、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

中 令 六十七條の八関係
1 ●開札に關しては、開札として、入札者全員を立ち会わせることが法の趣意である。(昭三八・一一・一九通知)
2 ●入札者が立ち会わないときは、職員は、入札者

開に關して告示を通知できず限り、入札者二人以上一人でなくともしつかえない。(昭三八・一一・一九通知)
3 ●「開成の入札」とは、開札の競争入札者に入札価格がすべて予定価格に適合し、かつ、開札者直ちに履行義務の入札をいう。
●令百六十七條の二〇第二項の規定による最低制限価格を設けた一般競争入札において、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格を申込みしたとき、最低制限価格より低い価格の入札をした者の開成の入札への参加に關しては、入札者間に特別の定めをし、参加せしめを決定しては、限り参加をせしむことはできない。(昭四〇・三・三〇特例)

中 令 六十七條の九関係
1 ●落札者の決定に關して、入札者にくじを引くことを競争することではない。(昭三八・一一・一九通知)

中 令 六十七條の二〇関係
1 ●本条第一項の規定により最低制限価格を有する者が、契約の相手方を決定する場合、落札者とするべきであるか否かの判断に關しては、開札の開始前に決定せしめらるることに關してである。(昭三八・一一・一九通知)

規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする事ができる。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなれないおそれがあると思われるとき、又はその者を契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとして不適当であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、その者を落札者となせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする事ができる。

3 普通地方公共団体の長は、前二項の規定により落札者を決定する「総合競争入札」(以下「総合評価一般競争入札」という。)を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものを決定するための基準(以下「落札者決定基準」という。)を定めなければならない。

4 普通地方公共団体の長は、総合評価一般競争入札を行おうとするとき、総合評価一般競争入札において落札者を決定しようとするとき、又は落札者決定基準を定めようとするときは、競争落札者となることにより、あらかじめ、当該競争を有する者の意見を聴かなければなら

ない。
5 普通地方公共団体の長は、総合評価一般競争入札を行おうとする場合において、当該契約について第六十七條の六第一項の規定により公告するときは、同項の規定により公告をしなければならない事項及び同条第二項の規定により明らかにしておかなければならない事項のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても、公告をしなければならない。

(指名競争入札の参加者の資格)
第六十七條の十一 第六十七條の四の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを適用する。

2 普通地方公共団体の長は、前項に定めるもののほか、指名競争入札に参加する者に必要な資格として、工事又は製造の請負、物件の買入れその他当該普通地方公共団体の長が定める契約について、あらかじめ、契約の種類及び金額を定じ、第六十七條の五第一項に規定する事項を条件とする資格を定めなければならない。

3 第六十七條の五第二項の規定は、前項の場合にこれを適用する。

(指名競争入札の参加者の指名等)
第六十七條の十二 普通地方公共団体の長は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加することができる資格を有する者のうちから、当該入札に参加せようとする者を指名しなければならない。

2 前項の場合においては、普通地方公共団体の長は、入札の締結及び目録その他入札について必要な事項をその指名する者に通知しなければならない。

3 第六十七條の六第二項の規定は、前項の場合にこれ

(契約の履行の確保)

第二百三十四條の二 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確保(給付の完了前に代金の一部を支払ふ必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部

を適用する。

4 普通地方公共団体の長は、本条において適用する第六十七條の十の二第二項及び第三項の規定により発札者を選定する指名競争入札(以下「競争評価指名競争入札」という。)を行おうとする場合において、当該契約について第三項の規定により通知するときは、同項の規定により通知をしなければならない事項及び初項において適用する第六十七條の六第二項の規定により明らかたしておかなければならない事項のほか、競争評価指名競争入札の方法による旨及び当該競争評価指名競争入札に係る発札者決定基準についても、通知をしなければならない。

(指名競争入札の入札保証金等)

第六十七條の十三 第六十七條の七から第六十七條の十五まで及び第六十七條の十の二(第五項を除く。)の規定は、指名競争入札の場合にこれを適用する。

(せり売りの事項)

第六十七條の十四 第六十七條の四から第六十七條の七までの規定は、せり売りの場合にこれを適用する。

(監査又は積算の方法)

第六十七條の十五 地方自治法第二百三十四條の二第一項の規定による監査は、立会い、指示その他の方法によつて行なわれなければならない。

2 地方自治法第二百三十四條の二第二項の規定による検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類(当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)に基づいて行われなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、地方自治法第二百三十四條の二第二項に規定する契約について、契約の目的たる物件の給付の完了後相当の期間内に当該物件につき破損、毀滅、滅失その他の事故が生じたときは、取替、補修その他必要な措置を講ずる旨の約款があり、当該給付の内容が担保されること認められるときは、同項の規定による検査の一部を省略することができる。

4 普通地方公共団体の長は、地方自治法第二百三十四條の二第二項に規定する契約について、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により当該普通地方公共団体の職員によつて監査又は検査を行なうことが困難であり、又は適当でないと認められるときは、当該普通地方公共団体の職員以外の者に委託して当該監査又は検査を行なわせることができる。

(契約保証金)

第六十七條の十六 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。

2 第六十七條の七第二項の規定は、初項の規定による契約保証金の納付についてこれを適用する。

第二百三十四條の二第條

- 1) 常法の徴収は、契約締結機関が行なうものである。(昭三六・二・一九通知)
- 地方公共団体が行なう公共事業等について、当該事業の監査又は検査を行なうに必要に知照又は記録を要する職員を確保することが困難であり、かつ、当該地方公共団体の職員以外の者に監査又は検査を委託することから緊急的に、監査的にも著効であると認められる場合には、当該事業の監査又は検査を当該

- 地方公共団体以外の者に委託することができる。(昭四一・一・二二通知)
- 市の特定の区域または其他の区域を個人に委託した給付、契約履行の確保のための監査、検査の委託は行なはれる。(昭四四・五・八行政)
- 2) 契約保証金は、発注の監査又は記録について契約に別段の定めがなし限り、初めに普通地方公共団体に納付する。(昭三八・二・一七通知)
- 契約保証金を納付した相手方が契約上の義務を履行しないときは、その滞り遅延の額に相当する当該契約保証金は地方公共団体に帰属する。(昭四八・一〇・三二通知)

第六十七條の十五第條

1) 「その他の関係書類」とは、特に必要な関係書類、設計図書等である。

第六十七條の十六第條

1) 本条のような場合は、契約保証金の金額又は押当金に付さないことができる。(平二二・四・二八通知)

(1) 契約の相手方が保証金並みの間に当該普通地方公共団体を破産宣告し、その破産清算手続が開始されたときは、

(2) 契約の相手方が破産宣告を受けた場合、債権者団体の代表者その他の債権者代表者(昭和三三・労働争議一六五号)が二〇〇分の三以上の債権に基き当該普通地方公共団体を破産宣告し、その破産清算手続が開始されたときは、

(3) 令昭二七の五及昭四二の二に規定する徴収を要する者と契約を締結する場合には、その者が昭五二の年の間に(会社・合同を含む)又は地方公共団体と前項及び前項を同一とし、する契約を締結した以上は、これらすべて破産に陥り、かつ、契約を履行しないこととなるべきでないこと認められる。

(4) 法令に契約を締結が認められる場合には、当該債権が担保されたとき、

分の確保を含む。)を完了するため必要な監査又は検査を行ななければならない。

2 普通地方公共団体が契約の相手方として契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金(政令の定めるところによりその給付に代えて提供された担保を含む)は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は返金金について契約で別段の定めをしたときは、その定めるところによるものとする。

● 昭三六(昭四八)の政令

(罰則)

- ① 政令の年一六七の二五
- ② 政令の年一六七の二六

【罰則の額又は倍率】

令一四四二五四三三

- 4 入札書は一人一通とし、入札者は他の入札者の代理人となることができない。
(入札価格の表示効力等)
- 第二十一条 一般競争入札に付する事項が秘密をもつて落札を定める場合においては、その内容に誤りがあるも入札の効力を妨げない。単価をもつてこれを定める場合においては、その総額に誤りがあるときもまた同様とする。
- 2 総額をもつて定める落札の内訳に不相当と認めるときはこれを訂正しなければならぬ。
(入札の無効)
- 第二十二条 契約担当者において、つぎの各号の一に該当すると認められた場合は、当該入札は無効とする。
- 一 入札に参加する資格がない者のした入札
 - 二 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札
 - 三 入札書を所定の日時までに所定の場所に提出しない者のした入札
 - 四 入札書の記載事項が不明な入札または入札書に記名押印のない入札
 - 五 同一事項の入札について二通以上の入札書を提出した者のした入札
 - 六 他人の代理を兼ねたまたは二人以上の代理をした者のした入札
 - 七 前各号のほか、入札条件に違反した入札
- (入札無効の理由明示)
- 第二十三条 入札が無効とする場合においては、政令第百六十七条の八第一項の規定に基づき開札に立会った入札者に対し、その面前で理由を明示して入札無効の旨を知らせなければならぬ。
- (入札保証金等の返還)
- 第二十四条 入札保証金または入札保証金にかわる担保ならびに第十五条に規定する書類は、つぎの区分により納付者(備付者)に返還する。
- 一 当該入札にかかる契約が、契約書の作成を要するものにあつては、当事者双方が契約書に記名押印した後
 - 二 前号以外のものにあつては入札終了後
- (再度入札)
- 第二十五条 政令第百六十七条の八第三項の規定に基づき再度の入札をするときは、初度の入札に対する保証金をもつて、再度の入札に対する保証金とみなす。
- 第三節 落札者の決定
- (落札者)
- 第二十六条 売却および貸付けに関する契約の場合においては、予定価格以上の最高価格の入札者をもつて落札者とする。
- 2 前項に規定するものを除く場合には、予定価格以下の最低価格の入札者をもつて落札者とする。
- (最低価格の入札者を落札者としないう場合)
- 第二十七条 政令第百六十七条の十第一項の規定に基づき落札者を決定することができる契約は、予定価格が五十万円以上の工事または製造の請負に関する契約とする。
- 2 契約担当者は、前項の規定による契約に關し、落札者を決定するときは、契約締結請求者と協議しなければならぬ。
(密札の通知)
- 第二十八条 契約担当者は、落札者が決定したときは、その旨を落札者に通知しなければ

- ならぬ。
- 2 前条の規定に基づき落札者が決定したときは、前項の通知のほか、最低の価格をもつて入札をした者で落札者とならなかつた者に対し必要な通知をするともに、その他の入札者に対しても適宜の方法により、落札の決定があつた旨を知らせなければならぬ。
- (最低制限価格を設けてする落札者の決定)
- 第二十九条 政令第百六十七条の十第二項の規定に基づき落札者を決定することができる契約は、予定価格三百万円以上の工事または製造の請負に関する契約とする。
- (最低制限価格の決定方法)
- 第三十条 前条に規定する契約について最低制限価格を設ける場合は、予定価格の百分の八から三分の二までの範囲内(解体工事の契約については、予定価格の二分の一の範囲内)において、当該契約にかかる工事または製造の予定価格を構成する材料費・労務費・経費等の割合その他の条件を考慮して、当該契約にかかる工事または製造ごとに適正に定めなければならない。
- 2 前項の規定により最低制限価格を定めた場合は、予定価格を記載した書面にその最低制限価格を記載しなければならない。
(入札経過調査)
- 第三十一条 契約担当者は、開札をした場合においては、入札の経過を明らかにした入札経過調査を作成し、当該入札にかかる入札書その他の書類とともに保存しなければならない。
- (再度公告入札の公告期間)
- 第三十二条 契約担当者は、入札者もしくは落札者がない場合または落札者が契約を締結しない場合で更に入札に付そうとするときは、第九条に定める公告の期間を五日までに、短縮することができる。
- (せり売り)
- 第三十三条 契約担当者は、せり売りに付そうとするときは、一般競争入札の例により処理しなければならない。
- 第三章 指名競争入札
- (参加資格等)
- 第三十四条 売却および貸付けに関する契約以外の契約につき、指名競争入札に付するときは、引き継ぎ一年以上当該営業を営んでいる者のうち適当と認める者を入札者として指定するものとする。
- 2 区長は、定期または臨時に指名競争入札に参加しようとする者からの申請をまつてその者が適正な参加資格を有するか否かを審査しなければならない。
- 3 前項に規定する申請の時期および方法等については、別に公示してこれを行なうものとする。
- (登録名簿)
- 第三十五条 区長は、前条第二項の審査合格者について、契約の種類・金額等に応じ、指名業者登録名簿を作成しなければならない。
- (入札者の指定数)
- 第三十六条 契約担当者は、指名競争入札に付すときは、指名業者登録名簿に登録された者のなかから契約の種類にしたがい、四人以上を指名し、四人以上を指名しなければならぬ。

(入札事項の通知)

第三十七條 指名競争入札により契約を締結しようとするときは、第十條に掲げる事項を入札者へ通知する。

(一般競争入札に関する規定の適用)

第三十八條 第六條第三項および第十一條から第三十二條までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。

第四章 随意契約

第三十八條の二 政令第六十七條の二第一項第一号の規定に基づき随意契約により契約を締結することができる場合は、つぎの各号に掲げる契約の種類にむじ、当該各号に掲げる予定価格の額を超えないものとする。

- 一 工事または製造の請負 百二十万円
- 二 財産の買入れ 八十万円
- 三 物件の借入れ 四十万円
- 四 財産の売払い 三十万円
- 五 物件の貸付け 三十万円
- 六 前各号に掲げるもの以外のもの 五十万円

(予定価格の決定)

第三十九條 契約担当者は、随意契約により契約しようとするときは、あらかじめ第十八條の規定に準じ、予定価格を定めなければならない。

(見積書の徴収)

第四十條 契約担当者は、随意契約により契約しようとするときは、契約条項その他見積りに必要な事項を示してなるべく二人以上から見積書を徴さなければならない。

(見積書徴収の省略)

第四十一條 つぎの各号の一に該当する場合は、前條の規定にかかわらず見積書の徴収を省略することができる。

- 一 国および地方公共団体その他公法法人と契約を締結するとき。
- 二 法令により価格の定められているものを購入するとき。
- 三 前各号のほか、見積書の必要がないと認められる相当な事由があるとき。

第五章 契約の締結

(契約書の作成)

第四十二條 契約担当者は、契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書二通を作成しなければならない。

2 前項の契約書を作成する場合において、当該契約の相手方が遅滞地である場合その他必要がある場合は、まず、その者に契約書二通を送付して記名押印させ、その返付をうけてこれに記名押印するものとする。

3 契約担当者は、契約書に記名押印したときは、当該契約書を契約の相手方と交換するものとする。

(契約書の記載事項)

第四十三條 契約書には、契約の目的・契約金額・履行期限または期間および契約保証金に関する事項のほか、つぎに掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質または目的により該当のない事項については、この限りでない。

- 一 契約履行の場所
- 二 契約代金の支払いまたは受領の時期および方法

三 監督および検査

四 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息および違約金その他の損害金

五 危険負担

六 かし担保責任

七 契約に関する紛争の解決方法

八 その他必要な事項

(契約書作成の省略)

第四十四條 つぎに掲げる場合においては、契約書の作成を省略することができる。

- 一 一件三十万円未満の随意契約をするとき。
- 二 セリ売りに付するとき。
- 三 物品を売却する場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取りるとき。
- 四 国および地方公共団体その他公法法人もしくは公益法人と契約するとき。
- 五 前各号を除くほか、随意契約について区長が契約書を作成する必要がないと認めるとき。

(精算の徴収)

第四十五條 契約担当者は、前條の規定により契約書の作成を省略する場合には、契約の適正な履行を確保するため精算書および公文書その他これに準ずる書面を徴さなければならない。

第四十六條 削除

(契約保証金)

第四十七條 契約担当者は、契約の相手方をして契約金額の十分の一以上の契約保証金を納めさせなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、つぎに掲げる場合においては、契約保証金の全部または一部を免除することができる。

- 一 契約の相手方が、保険会社との間に本区を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、保険証券を提出したとき。
- 二 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- 三 第四條および第六條の規定に基づき適正な参加資格を有する者で過去二箇年の間に本区もしくは他の地方公共団体または国と種別および規模をほぼ同じくする契約を数回以上におわたつて締結しこれらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

四 物品を売り払い契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

五 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

六 国および地方公共団体その他公法法人または公益法人と契約を締結するとき。

第九一三 一修改正

(契約保証金に代わる担保等)

第四十八條 第十二條から第十六條までの規定は、契約保証金について適用する。この場合に於いて、第十二條第六号及び第十三條第六号中「銀行等の支払保証書」とあるのは「銀行等の支払保証書及び公共工事の南私金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第八十四号)第二条第四項に規定する保証事業会社の保証書」と、第十六條第一項中「契約締結前」とあるのは「契約上の義務履行前」と読み替えるものとする。

平九一三、平一三二三四 一編改正

(契約保証金の利息)

第四十九条 契約保証金に対してはその受入れに基づき保管期間につき利息を付さない。

(契約保証金等の返還)

第五十条 契約相手方は、契約の相手方が債務の履行を完了した後においては、契約保証金または契約保証金にかかわる担保を返還するものとする。ただし、契約履行の進行度によつて、契約保証金または契約保証金にかかわる担保の全部を留保する必要がないと認めるときは、その半額以内の額を返還することができる。

2 前項ただし書の規定によつて契約保証金の一部を返還するときは、契約の履行が三分の二以上の程度に進んだものと認められる場合に限る。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第六章 契約の履行

第一節 通則

第五十一条 契約期間を定めるのに日をもつてした場合、つぎの各号に掲げる日は期間に算入しないものとする。

- 一 日曜日および土曜日
 - 二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日
 - 三 一月二日および同月三日ならびに十二月二十九日から同月三十一日まで
- 2 前項の期間の終期が、本区の休日に当たるときは、その翌日、休日が連続するときには、最終休日の翌日まで期間を延長したものとす。

(契約期限の変更および期間の延長)

第五十二条 契約の相手方は、天災事変その他やむを得ない事由によつて契約の履行期限または期間内に義務を履行することができなるときは、その理由を付して期限の変更または期間の延長の願い出をすることができる。

第五十三条 削除

(減額採用)

第五十四条 契約の相手方の提供した履行の目的物に極少の不備の点があつても使用上支障がないと認めるときは、相当減価のうえ採用することができる。

(減価採用の場合の遅延違約金)

第五十五条 遅延納入にかかる物件を、前条により減価のうえ採用したときの遅延違約金は、減価採用価格によつて算出する。

(売払代金の売却時期)

第五十六条 財産の売払代金は、法令に特別の規定がある場合を除くほか、当該売払にかかわる財産の引渡しのと きまでまたは移転の登記もしくは登録のときまでに完納させなければならない。

(貸付料の納付時期)

第五十七条 財産の貸付料は、前納させなければならない。ただし、貸付期間が六月以上にわたるものについては、分割して定期に前納させることができる。

(前払金)

第五十七条の二 土木工事・建築工事および設備工事に係る請負契約については契約金額の四割を超えない範囲内で、これらの工事の設計および調査ならびに測量(公共工事の前払金保証事業に関する法律第二條第一項に規定する測量をいう。)に係る委託契約に

ついでには契約金額の三割を超えない範囲内で、一億円を限度として、当該契約の相手方に対し、政令附則第七條の規定による前払金をすることができ。

2 前払金をした後において、設計変更その他の理由により契約金額を変更した場合における変更後の契約金額が、変更前の契約金額の二割以上増減したときは、当該変更後の金額に応じた前払金を追加払し、または返還させることができる。

3 前払金の支払を受けた者が、つぎの各号の一に該当する場合は、既に支払つた前払金を返還させるものとする。

一 保証事業会社との間の保証契約が解約されたとき。

二 区との間の工事請負契約が解除されたとき。

三 前払金を当該前払金に係る工事に必要な経費以外の支出に充てたとき。

平九一三 一編改正

(部分払)

第五十八条 区の検査に合格した工事または製造その他の請負契約にかかる既済部分または物件の購入契約にかかる既済部分に対し、その完済前または完納前に代価の一部を債権者に支払うことができる。

(部分払の限度額)

第五十九条 前条の部分払における当該支払金額は、工事または製造の請負契約にあつては、その既済部分に対する代価の十分の九にあたる額、物件の購入契約にあつては、その既済部分に対する代価をこえることができない。ただし、性質上可分の工事または製造その他の請負契約にかかる既済部分にあつては、その代価の金額まで支払うことができる。

2 第五十七条の規定により前条を払した工事について、前項の規定による部分払をするときは、同項の規定により支払うべき金額から、前払金の額に契約金額に対する既済部分の代価の割合を乗じて得た額を控除して支払うものとする。

(持込材料に対する支払)

第六十条 工期が三月をこえる請負契約にかかる持込材料に対し、米区の検査に合格したときは、その代価の十分の八以内の支払をなすことができる。

2 前項の持込材料の代価は、契約内訳書その他により契約担当者が認定する。

(部分払等の回数)

第六十一条 部分払の支払回数は、つぎのとおりとする。ただし、特別の場合は、この限りでない。

- 一 契約金額 百万元以上五百万円未満 一回
 - 二 契約金額 五百万円以上一千万円未満 二回
 - 三 契約金額 一千万円以上二千万円未満 三回
 - 四 契約金額 二千万円以上五千万円未満 四回
- 2 契約金額が五千万円以上であるときは、前項の回数のほか、二千万円をこえるごとに一回を増すことができる。

3 前条の持込材料に対する代価の支払回数は、五回以内とする。

第二節 監督および検査

(監督の方法)

第六十二条 工事又は製造その他の請負契約の履行に関する監督は、次の各号に掲げる者(政令第六十七條の十五第四項の規定に基づき監督を委託された者をさむ。以下「監督員」という。)が、当該各号に掲げる区分について、契約書、仕様書及び設計書その

他の関係書類に基づいて行わなければならない。

- 一 総務部契約課契約係に属する職員 製造その他の請負契約 (工事請負契約、第三象第二項の規定により契約の権限を委任した請負契約及び予定価格三十万円未満の請負契約を除く。) の履行に関する監督
- 二 契約締結請求者の指定する職員 製造その他の請負契約 (次号及び第四号に掲げる工事請負契約並びに予定価格三十万円以上の請負契約を除く。) の履行に関する監督
- 三 総務部施設課に属する一般技術職員 (課長の職にある者を除く。) 総務部施設課の所管に係る工事請負契約の履行に関する監督
- 四 都市整備部、土木事務所及び公園事務所に属する一般技術職員 (部長及び課長の職にある者を除く。) 都市整備部の所管に係る工事請負契約の履行に関する監督
- 2 監督員は、必要があるときは、工事又は製造その他の請負契約の履行について、立会い、工程の管理又は履行途中における工事等に使用する材料の試験者しくは検査等の方法により監督をし、契約の相手方に必要な指示をしなければならない。
- 3 監督員は、監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督において特に知ることができたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

第一二〇九 一 改正

(監督員の報告)

- 第六十三象 監督員は、契約担当者に対して、随時、監督の実施状況について報告しなければならない。
- 2 契約担当者は、必要あると認めるときは、監督員から監督の実施状況について報告を求めることができる。

(検査の方法)

- 第六十四象 契約の履行に関する検査は、別表上欄に掲げる職にある者 (政令第六百六十七象の十五第四項の規定に基づき検査を委託された者を含む。以下「検査員」という。) が、それぞれ対応する下欄に掲げる担任区分について、契約についての給付の確認につき、契約書・仕様書および設計書その他の関係書類に基づいて行なわなければならない。
 - 2 区長は、検査員に事故があるときまたはまたは件名を限り特別検査を必要とするときは、随時検査員を命ずることができる。
 - 3 検査員は、工事または製造その他の請負契約について、当該契約にかかる監督員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行なわなければならない。
 - 4 検査員は、前項以外の契約について、当該給付の内容および数量について検査を行なわなければならない。
- (検査の一部省略)
- 第六十五象 契約担当者は、政令第六百六十七象の十五第三項に規定する特約により、給付の内容が担保されると認められる物件の購入にかかる契約については、数量以外のものの検査を省略することができる。
- (資金前渡による契約等の履行検査)
- 第六十六象 つぎの各号に掲げる契約をするときは、第六十四象の規定にかかわらず、当該契約事務を執行する課長は、必要に応じて、その所属職員に検査をさせることができる。
 - 一 資金の前渡をうけて契約するとき。

- 二 その場で消費する会費・接待用および賄用その他の飲食物の調達について契約するるとき。

(監督または検査の準備)

第六十七象 契約担当者は、監督または検査に必要な関係書類を、あらかじめ監督員または検査員に交付してその準備をさせなければならない。

(検査命令)

第六十八象 契約担当者は、つぎの各号の一に該当するときは、直ちに検査命令を出さなければならない。

- 一 物件の供給・修繕等の契約の履行が完了したとき。
- 二 工事の請負にあつては、完成届があつたとき。
- 三 工事の請負のうち盛り込み・埋設等をする配線・配管等はその配線が完了したとき。
- 四 その他検査の執行を必要とするとき。

(検査の立会い)

第六十九象 検査員が、検査を執行するときは、遅滞なく契約の相手方および第八十象に規定する立会員の立会いを求め検査を開始しなければならない。この場合において、契約の相手方が立会いをしないときは、欠席のまま検査をすることができる。

(試験)

第七十象 検査員が、検査をするにあたり試験を必要とする場合は、契約担当者の指定する試験機関の試験を受け、その成績の通知をまち、据付け、試用および開さくその他の処置を必要とする場合はその結果をまつて、可否の決定をしなければならない。

(理化学の試験)

第七十一象 検査員は、理化学試験を必要とする場合は、関係者立会いのうえ、別に定める供試物件の採取方法によつて供試物件を採取して完全に封かんし、関係者とともに封印したうえ、すみやかに試験機関のため必要な書類を添えて、契約担当者の指定する試験機関に送付しなければならない。

2 供試物件の補充の請求をうけた場合は、検査員は、前項に準じて供試物件を採取して補充しなければならない。

(検査手続きの更新)

第七十二象 検査開始後合否決定前に、検査員の変更があつたときは、検査手続きを更新しなければならない。ただし、後任検査員が、その必要を認めないときは、この限りでない。

(検査執行不能の報告)

第七十三象 検査員は、つぎの各号の一に該当するときは、その事情を付して契約担当者に報告し、その指示をうけなければならない。

- 一 検査について瑕疵があるときまたは検査執行ができないとき。
 - 二 契約の履行にあたり故意に工事もしくは製造を粗雑にし、または物件の品質もしくは数量に關して不正があつたとき。
 - 三 検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げる行為があつたとき。
 - 四 同一の検査について二人以上の検査員があるときで各検査員の意見が一致しないとき。
- (兼職の禁止)
- 第七十四象 監督員または検査員は、特別の必要がある場合を除き、相互にこれを兼ねることができない。

契約の締結が必要ときは、契約締結請求者をして、電子計算組織の利用により、契約担当者に請求させなければならない。

(請求書類の整備)

第八十三条 前条の規定により契約締結の請求をする場合は、その事務処理に必要な期間を考慮して、事業に支障のない限り、通常契約の履行に必要な期限または期間を明示するとともに、起工書・設計書・内訳書および図面等の必要書類を契約担当者に送付し、契約履行上の障礙がないよう努めなければならない。

(特殊物件の指定)

第八十四条 契約締結の請求をする場合に、特殊の物件で種類を指定する必要があるときは、詳細な指定理由書を契約担当者に送付しなければならない。

(契約締結不能の通知)

第八十五条 契約締結の請求を受けた場合において、年度内に契約締結不能の履行見込みがないと認められるものについては、電子計算組織を利用して契約締結不能の旨を通知しなければならない。

(契約締結の解除)

第八十六条 契約締結請求者が決定した予算を超過して契約の締結をすることはできない。

2 前項の場合においては、契約担当者は、すみやかに契約締結請求者に対し、その旨を通知しなければならない。

(契約締結の通知)

第八十七条 契約締結請求者が、契約締結したときは、電子計算組織を利用して契約締結請求者に通知しなければならない。

(処理)

第八十八条 契約締結請求者は、つぎの各号の一に該当するときは、電子計算組織を利用して契約担当者に通知するとともに、関係書類を送付しなければならない。

一 区の場合により、契約の全部または一部の解除・内容の変更または履行の中止をする必要があるとき。

二 区の場合により、納期または工期の延長の必要があると認めるとき。

第八章 雑則

(契約解除等の通告)

第八十九条 契約の解除・出入禁止処分および保証金の没収は、書面でこれを行なうものとする。

2 前項の場合において、契約の相手方が、その書面の受領を拒みまたはその住所および居所がともに不明のときは、送達にかえて新聞公告・掲示その他の方法で公告する。

(帳簿等)

第九十条 契約担当者は、契約事務を処理するため、契約事務に関する一切の事項を別に定める帳簿を備え、または電子計算組織によりデータベースに記録し、整理しなければならない。

(付属様式)

第九十一条 この規則の施行について必要な様式は、別に定める。

付 則

1 この規則は、昭和三十九年四月一日から施行する。
2 この規則施行の際、既に契約締結済の事項については、その契約の履行が完了するま

(検査証の作成および復命)

第七十五条 検査員は、検査を完了した場合には、直ちに検査証を作成し、その結果を契約担当者に復命しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第四十四条の規定に定めるところにより契約書の作成を省略した場合は、検査証の作成を省略することができる。この場合には、適当な方法をもつて、これにかえなければならない。

第七十六条 削除

(合格物件の引取り)

第七十七条 検査に合格した物件は、前条の復命があつたとき、直ちに引渡しをうけ、物品にあつては所屬物品出納簿、その他にあつては契約担当者または契約締結請求者が引き取らなければならない。

(検査不合格の場合の措置)

第七十八条 検査員は、不合格となつたものについて手直し・補強または引換えをさせる必要があると認めるときは、その期限または工事期間内の場合をのぞき、その手直し・補強または引換えについて、契約担当者の許可を受けなければならない。ただし、十日以内の限り、あらかじめ許可を受けたものについては、この限りでない。

2 検査員は、前項の手直し・補強または引換えをさせるときは、検査証にその期限および内容を記載しなければならない。

3 検査員は、第一項の手直し・補強または引換えをさせたものについて再検査をしたときは、その期限・取付検査月日および検査内容を検査証に詳記しなければならない。

4 第七十五条第二項前段の規定の定めるところにより検査証の作成を省略した場合は、前二項の記載は適当な方法をもつて、これにかえなければならない。

第七十九条 検査員は、検査の結果不合格となつたものまたは数量の過不足があるときは、契約の相手方に、引取りまたは追納その他適当な処置をさせなければならない。

(立会い)

第八十条 契約担当者は、検査員の行なう検査には、つぎの者を検査に立会わせなければならない。

一 物件の供給および修繕等にあつては、物品出納簿

二 財産にあつては、契約締結請求者

三 工事の請負にあつては、工事担当部長の指定する職員

四 その他の請負にあつては、契約締結請求者の所屬職員

2 前項の規定にかかわらず契約担当者が必要があると認めるときは、契約担当者の所屬職員を検査に立会わせることができる。

3 物品であつて検入現場で直ちに契約締結請求者に引き渡さなければならないものの検査にあつては、契約締結請求者が、その所屬職員に立会わせなければならない。

(立会員の意見)

第八十一条 前条の規定に定める立会員は、検査について意見を述べることができる。

2 立会員は、検査について検査員と意見が一致しないときまたは疑義があるときは、その旨を契約担当者に報告しなければならない。

第七章 総則

(契約締結の請求)

第八十二条 目黒区会計事務規則(昭和三十九年三月目黒区規則第五号)第二条に定める課税および学費等は、その所管する事業の執行に関し、売買・貸借および借典その他の

付 則 (昭四七—三二)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭四八—一〇)

この規則は、昭和四十八年四月一日から施行する。

付 則 (昭四八—四三)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭四九—一九)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭五〇—一一)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する。

付 則 (昭五〇—二二)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭五〇—六六)

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十年七月一日から適用する。

付 則 (昭五二—二六)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭五三—一八)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭五三—三七)

この規則は、昭和五十三年七月一日から施行する。

付 則 (昭五四—二〇)

この規則は、昭和五十四年四月一日から施行する。

付 則 (昭五五—一五)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭五五—三〇)

この規則は、昭和五十五年四月十五日から施行する。

- この規則による改正後の東京都区目黒区契約事務規則第五十七条の二の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。
- この規則による改正後の東京都区目黒区契約事務規則第五十七条の二の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

付 則 (昭五五—六一)

この規則は、昭和五十五年八月一日から施行する。

付 則 (昭五六—三一)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭五七—二三)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭五七—四四)

この規則は、昭和五十七年十月一日から施行する。

付 則 (昭五八—一一)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭五八—一〇)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭五九—二二)

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

付 則 (昭六〇—二三)

この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。

付 則 (昭六一—二抄)

(施行期日)

- この規則は、昭和六十一年二月一日から施行する。

付 則 (昭六一—一五)

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

付 則 (昭六二—三八)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭六二—九〇)

- この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

- この規則による改正後の東京都区目黒区契約事務規則第五十七条の二の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

付 則 (昭六三—一四)

- この規則は、公布の日から施行する。

- この規則による改正後の東京都区目黒区契約事務規則第四十七条の二の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

付 則 (昭六三—六一)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平元—五一)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平二—一九)

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

付 則 (平三—一七)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平四—二二)

- この規則は、公布の日から施行する。

- この規則による改正後の東京都区目黒区契約事務規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

付 則 (平四—五八)

- この規則は、公布の日から施行する。

- この規則による改正後の東京都区目黒区契約事務規則第五十一条第一号第一項第一号の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

付 則 (平五—三五)

- この規則は、公布の日から施行する。

- この規則による改正後の東京都区目黒区契約事務規則第五十七条の二の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

付 則 (平六—三四)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平七—二八)

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

付 則 (平八—二一)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平九—三)

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

付 則 (平一〇—四〇)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平一一—二)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平一二—九六)

この規則は、平成十二年一月一日から施行する。

付 則 (平一三—〇六)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

2 この規則による改正後の目黒区契約事務規則別表の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

付 則 (平一三—三四)

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

付 則 (平一四—八九)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平一四—二九)

この規則は、平成十五年一月六日から施行する。

第2節 財産

○財産の交換・譲与・無償貸付け等に関する

条例

(昭和三十九年三月)
(目黒区条例第九号)

改正 昭五〇—一—、昭六二—三五、平六—六

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十七条第二項の規定に基づく財産の交換・譲与・無償貸付け等に関し、別に定めるものを除くほか、必要な事項を定めることを目的とする。
(普通財産の交換)

第二条 普通財産は、つぎの各号の一に該当するときは、これを他の同一種類の財産と交換することができる。ただし、価格の差額が、その高価なものの価格の四分の一をこえるときは、この限りでない。

一 本区において、公用または公共用に供するため、本区以外の者の所有する財産を必要とするとき。

二 国または地方公共団体その他公共団体において、公用または公共用に供するため、本区の普通財産を必要とするとき。

三 前項の規定により交換する場合において、その価格が等しくないときは、その差額を金銭で補足しなければならない。

(普通財産の譲与または減額譲渡)

第三条 普通財産は、つぎの各号の一に該当するときは、これを譲与し、または時価よりも低い価格で譲渡することができる。

一 国または地方公共団体その他公共団体もしくは公共的団体において、公用もしくは公共用または公益事業の用に供するため、国または当該団体に譲渡するとき。

二 公用または公共用に供する公有財産のうち、寄付に係るものの用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によつて生じた普通財産を、その寄付者またはその相続人その他の包括承継人(以下「寄付者等」という。)に譲渡するとき。

三 公用または公共用に供する公有財産の用途に代わるべき他の財産の寄付を受けたため、その用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によつて生じた普通財産を、寄付を受けた財産の価格に相当する金額の範囲内において、その寄付者等に譲渡するとき。

(普通財産の無償貸付けまたは減額貸付け)

第四条 普通財産は、つぎの各号の一に該当するときは、これを無償または時価よりも低い価格で貸し付けることができる。

一 国または地方公共団体その他公共団体もしくは公共的団体において、公用もしくは公共用または公益事業の用に供するとき。

901